



平成 29 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 三重銀行
代表者名 取締役頭取 渡辺 三憲
(コード:8374 東証・名証第一部)
問合せ先 常務執行役員
総合企画部長 堀内 浩樹
(TEL 059-353-3111)

臨時株主総会招集のための基準日の設定及び臨時株主総会の開催 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

本日公表いたしました「株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の共同株式移転の方式による経営統合に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成について」のとおり、株式会社三重銀行(頭取渡辺 三憲、以下、「当行」といいます。)は、本日開催した取締役会において、株式会社第三銀行(当行と株式会社第三銀行を総称して、以下、「両行」といいます。)と、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、平成30年4月2日(月曜日)(予定)をもって、両行の完全親会社となる株式会社三十三フィナンシャルグループ(以下、「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下、「本株式移転」といいます。)を決議しております。

この度、当行は、本株式移転に関して、本日開催の取締役会において、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)招集のための基準日の設定、本臨時株主総会の開催並びに「株式会社第三銀行との株式移転計画承認の件」及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の基準日の設定等について

平成 29 年 12 月 15 日(金曜日)に開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 9 月 30 日(土曜日)(注)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 29 年 9 月 30 日(土曜日)(注)
- (2) 公告日 平成 29 年 9 月 15 日(金曜日)
- (3) 公告方法 電子公告(当行ホームページに掲載いたします。)

<http://www.miebank.co.jp/>

(注) 実質的な基準日は、平成 29 年 9 月 29 日(金曜日)となります。

2. 本臨時株主総会の開催について

- (1) 開催日時
平成 29 年 12 月 15 日(金曜日)午前 10 時
- (2) 開催場所
三重県四日市市西新地 7 番 8 号
当行本店 4 階会議室

(3) 付議議案

第 1 号議案 株式会社第三銀行との株式移転計画承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

当行は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 14 条(定時株主総会の基準日)に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転の承認に関する議案が承認され、かつ平成 30 年 4 月 2 日(月曜日)をもって本株式移転の効力が発生しますと、当行の株主は、共同持株会社 1 名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 14 条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第 15 条以下の条数の繰り上げを行うものであります(かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。)

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第 1 号議案(株式会社第三銀行との株式移転計画承認の件)が原案どおりに承認されること、並びに平成 30 年 3 月 31 日(土曜日)の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 30 年 3 月 31 日(土曜日)にその効力を生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

本定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>定時株主総会の基準日</u>)	
<u>第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。</u>	(削 除)
第15条 ～ (条文省略)	第14条 ～ (現行どおり)
第40条	第39条

(3) 日程

本臨時株主総会決議日 平成 29 年 12 月 15 日(金曜日)(予定)

本定款変更の効力発生日 平成 30 年 3 月 31 日(土曜日)(予定)

(4) その他

平成 30 年 3 月期(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、現行定款第 38 条第 1 項(本定款変更後の第 37 条第 1 項)に従い、平成 30 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当行からお支払いする予定です。

以 上